

## 六麓荘町町内会会則

### (総 則)

- 第一条 本会則は六麓荘町内会と称する（以下本会と略称）。
- 第二条 本会は芦屋市六麓荘町の住民、不在地主、町内の施設を所有するものをもって組織する。会員は所定の入会賛助金及び会費を納入するものとする。
- 第三条 本会の主たる事務所は六麓荘町町内会会館「六麓荘倶楽部」（芦屋市六麓荘町16番14号）に置く。

### (目的及び事業、区域、構成員)

- 第四条 本会は本町の環境、風致の保持と本町の健全な発展並びに会員相互の連絡及び親睦をはかることをもって目的とする。
- 第五条の1 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員の福利厚生に必要な施設の整備と運営。
  2. 町内の治安、環境、風致の保全増進のため諸施設の整備と運営。
  3. 会員の親睦をはかるための諸事業。
  4. 六麓荘土地有限会社の実質的運営。
  5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第五条の2 本会の区域は芦屋市六麓荘町全域（六麓荘町1番～26番7号）とする。
- 第五条の3 区域に住所を有する個人は、本会の構成員になり得るものとし、本会は正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 第五条の4 本会への加入は、町内会入会申込書と別途定める誓約書の差し入れをもって行うものとし、本会からの脱退は、本会の区域からの転居、死亡、脱退の申出によるものとする。

### (役 員)

- 第六条 本会に次の役員を置き、総会において選任する。
1. 会 長 1名（理事が兼任）
  2. 副会長 2名（理事が兼任）
  3. 会 計 1名（理事が兼任）
  4. 理 事 11名以上15名以下
  5. 監 事 2名
  6. 班 長 各班1名
  7. 顧 問 若干名

### (総会、理事会、会長、監事)

- 第七条 本会は総会をもって最高の意思決定機関とする。  
総会は委任状を含めて会員の過半数の出席をもって成立する  
日常の業務は理事会が担当する。

- 第八条 定期総会は毎年5月理事会の決定に基づき会長が招集する。  
定期総会においては前年度の事業報告、会計報告を承認し、当年度の予算編成、事業計画、理事、監事の選任ならびに町内会全般にわたる重要事項を審議し決定する。  
その他理事会が必要と認めた場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 第九条 理事会は必要に応じ会長が招集する。三分の一以上の理事の要求がある場合、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。  
理事会は理事過半数の出席をもって成立する。
- 第十条 六麓荘土地有限会社の役員は本会理事のうちより選任する。
- 第十一条 会長は理事会の同意に基づいて本会を代表し、会務を統括する。  
会長に事故のある場合は副会長がその職務を代行する。
- 第十二条 監事は本会の会計、事業を監査し必要に応じて理事会に出席することが出来る。

(役員を選任及び任期)

- 第十三条 理事、監事は総会において選任する。  
会長、副会長、会計は理事の互選により決定する。
- 第十四条 理事、監事の任期は3年とする。理事は毎年3分の1を改選する。
- 第十五条 顧問は理事会の提案により総会において決定する。

(班の編成および班長の選任)

- 第十六条 町内各地域ごとに適切な規模をもって班を編成する。  
班の編成は理事会において決定する。
- 第十七条 各班に班長1名を置く。班長の任期は1年とし、その選任は各班内の互選もしくは輪番とする。班長の職務は理事会において定める。

(会計、資産)

- 第十八条の1 本会の運営経費は会員の納入する会費および新規入会の入会賛助金、その他をもって支弁する。会費、入会賛助金の額および納入の方法は理事会において決定する。
- 第十八条の2 一般的な資産の取得、管理及び処分は理事会の決議による。なお、重要な資産の取得、処分については総会の承認を必要とする。
- 第十九条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。
- 第二十条 本会則の改正は理事会で審議し総会において決定する。  
本会則は1984年4月1日をもって施行する。

(解散)

- 第二十一条 本会の解散は、理事会で審議し、総会において会員の4分の3以上の賛成をもって決するものとする。

(付 則)

1. 町内の環境、風致の保存に鑑み、建築もしくは開発を行おうとする者は設計の当初において予め本会の承認を得なければならない。
2. 道路保全の見地から、水道、電話、電気、ガス、その他、道路上の工事および道路の使用を必要とするものは予め本会が道路の管理を許可している芦屋市の承認を得なければならない。  
電話、電気の引き込みは地下ケーブルとする。  
工事を伴う道路の損傷は当事者の負担において補修しなければならない。

(備 考)

第十四条及び付則2については2007年6月16日総会において一部改定

第二条、第六条2及び第十八条については2018年6月30日総会において一部改定

第三条、第四条、第六条の一部改定、第五条の2、3及び4、第十八条の2、第二十一条については、2022年6月25日総会において、本会の認可地縁団体（町会の法人化）についての承認を得たことから改定、新設した。